

平成17年11月28日

1. 出席議員

1 番	徳 村	博 紀
2 番	伊 東	茂
3 番	福 井	正
4 番	水 頭	喜 弘
5 番	橋 爪	敏
6 番	山 口	瑞 枝
7 番	中 村	雄一郎
8 番	橋 川	宏 彰
9 番	森 田	峰 敏
10 番	北 原	慎 也
11 番	寺 山	富 子

12 番	岩 吉	泰 彦
13 番	井 手	常 道
14 番	青 木	幸 平
15 番	中 村	清
16 番	谷 口	良 隆
17 番	中 島	邦 保
18 番	吉 田	正 明
19 番	谷 川	清 太
20 番	松 尾	征 子
21 番	中 西	裕 司
22 番	小 池	幸 照

2. 欠席議員

な し

3. 本会議に出席した事務局職員

事 務 局 長	田 中	義 明
局 長 補 佐	坂 本	芳 正
管 理 係 長	迎	英 昭

4. 地方自治法第121条により出席した者

市	長	桑	原	允	彦
助	役	出	村	素	明
総務部	長	唐	島		稔
市民部	長	坂	本	博	昭
産業部	長	山	本	克	樹
建設環境部	長	江	頭	毅	一郎
企画課	長	北	村	建	治
総務課	長	北	村	和	博
財政課	長	藤	田	洋	一郎
市民課長兼 選挙管理委員会事務局長		中	村	和	典
税務課	長	北	御門	敏	則
福祉事務所	長	迎		和	泉
保険健康課	長	井	手	讓	二
農林水産課	長	平	石	和	弘
商工観光課	長	福	岡	俊	剛
都市建設課	長	中	川		宏
環境下水道課	長	藤	家	敏	昭
まちなみ活性課	長	松	浦		勉
水道課	長	井	手	清	治
収入役職務代理者 会計課	長	森		久	幸
教育	長	小	野原	利	幸
教育次長兼庶務課	長	中	橋	孝司	郎
生涯学習課長兼中央公民館長		中	村	博	之
同和対策課長兼 生涯学習課参事		谷	口	秀	男
農業委員会事務局長		一ノ瀬		健	二
監査委員		江	口		徹

平成17年11月28日（月）議事日程

開 会・開 議（午前10時）

- 日程第1 会議録署名議員の指名
- 日程第2 会期の決定
- 日程第3 議案の一括上程（市長の提案理由説明）
- 日程第4 議案第69号 鹿島市職員給与条例の一部を改正する条例について
議案第70号 鹿島市議会議員の報酬並びに費用弁償等支給条例の一部を改正する条例について
議案第71号 市長及び助役の諸給与条例の一部を改正する条例について
議案第72号 教育長の給与等に関する条例の一部を改正する条例について
（質疑、討論、採決）
-

午前10時7分 開会

○議長（小池幸照君）

おはようございます。ただいまから平成17年鹿島市議会11月臨時会を開会いたします。
直ちに本日の会議を開きます。

日程は、お手元の日程表どおりといたします。

日程第1 会議録署名議員の指名

○議長（小池幸照君）

まず、日程第1．会議録署名議員の指名を行います。

会議録署名議員に、20番松尾征子君、1番徳村博紀君、2番伊東茂君を指名いたします。

日程第2 会期の決定

○議長（小池幸照君）

次に、日程第2．会期の決定を議題といたします。

今期臨時会の会期は、お手元の会期日程（案）のとおり、本日1日間といたしたいと思いますが、これに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（小池幸照君）

御異議ないものと認めます。よって、会期は1日間と決定いたしました。

この際、事務局長をして諸般の報告をいたさせます。田中事務局長。

○議会事務局長（田中義明君）

諸般の報告をいたします。

まず、本日招集の11月臨時会に市長から議案4件の提出がありました。議案番号及び議案名は、お手元に配付いたしております議案書の目次の記載のとおりであります。

次に、監査委員から平成17年度に係る平成17年7月分、8月分の出納検査結果に関する報告がありましたので、その写しをお手元に配付いたしております。

次に、去る9月の定例会において採択になりました意見書第10号「人権侵害の救済に関する法律」の早期制定を求める意見書は、9月22日付で関係機関あてに送付いたしました。

以上で諸般の報告を終わります。

日程第3 議案の一括上程（市長の提案理由説明）

○議長（小池幸照君）

次に、日程第3. 議案の一括上程であります。

議案第69号から議案第72号までの4議案を一括して上程いたします。

市長の提案理由の説明を求めます。桑原市長。

○市長（桑原允彦君）

おはようございます。本日、ここに平成17年11月市議会臨時会を招集し、諸案件につきまして御審議をお願いするものでございます。提案いたします議案は、条例改正4件でございます。

それでは、提案理由の要旨を御説明いたします。

まず、議案第69号 鹿島市職員給与条例の一部を改正する条例について申し上げます。

人事院は、従来から国家公務員の給与水準に関して、社会情勢全般の動向を踏まえつつ、民間の給与水準に均衡させることを基本に勧告を行っております。

このため、毎年、民間の給与水準を的確に把握するとともに、広く各界からの意見を聴取し、さまざまな角度から検討して、勧告を行っているところであり、本年も、去る8月15日に国会及び内閣に対して勧告を行ったところでございます。

本年の人事院勧告は、公務員と民間の給与比較において、2年ぶりに公務員の月例給が民間を上回っていることが明らかになったため、民間準拠の原則に基づき、基本給の引き下げ改定とともに、配偶者に係る扶養手当の引き下げにより、月例給を民間の水準まで引き下げる勧告を行ったところでございます。

一方、ボーナスである特別給については、民間が公務員を上回っていたため、年間支給月数を0.05月分引き上げる勧告を行ったところでございます。

内閣は、この勧告を受け、9月28日に人事院勧告どおり改定することを閣議決定し、国会に改正法案を提出し、法案は10月28日に可決成立したところでございます。

そこで、本市におきましても、職員の給与について、国家公務員等の給与改定に準じて条例の改正をお願いするものでございます。

次に、議案第70号 鹿島市議会議員の報酬並びに費用弁償等支給条例の一部を改正する条例及び議案第71号 市長及び助役の諸給与条例の一部を改正する条例について一括して申し上げます。

これは、特別職の期末手当に関する規定の改定をお願いするものでございます。特別職の期末手当につきましては、現行の条例の規定では、職員の給与条例を準用して算出することとなっておりますが、支給月数につきましては、国家公務員の指定職に準じて規定しております。

今回、指定職についても人事院は、年間支給月数を0.05月分引き上げる勧告を行ったところでございます。

そこで、議員の皆様及び市長、助役の期末手当の支給月数について、国家公務員の指定職に準じて条例の改正をお願いするものでございます。

次に、議案第72号 教育長の給与等に関する条例の一部を改正する条例について申し上げます。

教育長の期末手当につきましては、市長、助役との均衡を考慮して、支給月数を0.05月分引き上げる条例の改正をお願いするものでございます。

以上、提案いたしました議案の説明を終わりますが、詳細につきましては、御審議の際、担当部長または課長が説明いたしますので、よろしくお願い申し上げます。

○議長（小池幸照君）

お諮りいたします。議案第69号から議案第72号までの4議案は、会議規則第36条第2項の規定によりまして、委員会付託を省略したいと思いますが、これに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（小池幸照君）

御異議ないものと認めます。よって、議案第69号から議案第72号までの4議案は、委員会付託を省略することに決しました。

日程第4 議案第69号～議案第72号

○議長（小池幸照君）

次に、日程第4. 議案第69号 鹿島市職員給与条例の一部を改正する条例について、議案第70号 鹿島市議会議員の報酬並びに費用弁償等支給条例の一部を改正する条例について、議案第71号 市長及び助役の諸給与条例の一部を改正する条例について、議案第72号 教育長の給与等に関する条例の一部を改正する条例についての4議案を一括して審議に入ります。

各議案に対する当局の説明を求めます。北村総務課長。

○総務課長（北村和博君）

おはようございます。それでは、議案第69号から議案第72号までの議案を一括して御説明

いたします。

まず、御説明をいたします前に、本年度の国家公務員に対する人事院勧告の概要について申し上げます。

人事院は、去る 8 月 15 日に国家公務員の平成 17 年度の平均年間給与を 0.1%、金額にいたしまして 1 人当たり約 4 千円の引き下げと、昭和 32 年以来約 50 年ぶりとなります給与構造の抜本的な改革を実施するようというところで、内閣と国会に勧告をいたしたところでございます。

平成 17 年度の給与改定は、官民給与の格差解消のため、2 年ぶりに月例給の引き下げ、期末勤勉手当につきましては年間 0.05 月分を引き上げる内容となっております。また、給与構造の抜本的な改革につきましては、俸給水準の引き下げ、地域手当の新設、給与カーブのフラット化、勤務実績の給与への反映などの改革の実施が今年度の人事院勧告に盛り込まれているところでございます。この人事院勧告を受けまして、内閣は 9 月 28 日に勧告どおり改定するとの閣議決定を行いまして、10 月 28 日に国会におきまして給与法改定法案が成立したところでございます。

このような状況、これまでの人事院勧告の取り扱いの状況によりまして、平成 17 年度分の本市職員の給与改定につきましても、国家公務員に準ずる取り扱いによりまして、今回、給与条例の一部改正をお願いするものでございます。

また、今回は臨時議会によりまして御審議をお願いいたしますものでございますけど、本年度の 12 月の期末勤勉手当の支給日は 12 月 9 日となっておりますが、支給に当たっての基準日が 12 月 1 日というふうになっておりますので、基準日以前の御審議をお願いいたしますものでございます。

それでは、議案第 69 号 鹿島市職員給与条例の一部を改正する条例につきまして御説明をいたします。

議案書は 1 ページから 5 ページとなっておりますが、議案説明資料の 1 ページをごらんください。表の右側が旧の条文、改正前の条文となっております、表の左側が改正後の条文となるものでございます。

第 9 条の第 3 項は扶養手当の額の改定でございますが、配偶者に係る扶養手当、支給月額、現行「13,500 円」を 500 円引き下げて月額「13,000 円」といたすものでございます。この扶養手当の受給者数につきましては、約 60 名が配偶者扶養手当を受給しているというものでございます。

次に、同じく議案説明資料の 1 ページでございますけど、第 20 条第 2 項勤勉手当の支給率の改定であります、現行の支給率「100 分の 70」を「100 分の 75」に引き上げるものでございます。

次に、議案書の 3 ページをごらんいただきたいと思います。

現行の行政職の給料表をこの表に改定するものでございまして、平均して一律 0.3%、平均月額で1千円程度の引き下げを行うものでございます。この結果といたしまして、職員1人当たり3千円、職員トータルで年間822千円の減額となるものでございます。

次に、同じく議案書の4ページをお開きください。

附則を御説明いたします。

附則第1項につきましては施行期日を定めておりまして、この条例は平成17年12月1日から施行するという規定でございます。

附則第2項につきましては、最高号給を超える職員の切りかえについて定めるものでございまして、最高号給を超える給料月額の支給を受けている職員の改定につきましては、規則で定めるという規定でございます。

附則第3項につきましては、改正前に昇級をした者と改正後に昇級をした者との間に不均衡が生じた場合には調整を行うことができると定めているものでございます。

附則第4項につきましては、附則第2項、附則第3項において規定する号給及び給料月額、は、条例または規則で定めるとしたものでございます。

附則第5項につきましては、平成17年12月に支給する期末手当についての特例を定めておりまして、支給すべき期末手当から給与改定に伴う差額分を差し引いて支給をするという内容でございます。この金額につきましては、職員1人平均12,730円を差し引いて支払うということになります。この12,730円につきましては、民と官の人事院勧告によりまして、公務員が高いということで1人当たり0.36%の8カ月分、これは0.36%というのは4月の給与月額において公務員が高かったために、その差額分を4月から11月分までの分を差し引いて支払うという規定でございます。

附則第6項につきましては、平成17年4月1日から平成17年12月1日までの間に職種の変更があった職員については、それぞれの期間の合計額において調整をするという内容でございます。

附則第7項につきましては、規則への委任を規定したものでございます。

次に、引き続きまして、議案第70号 鹿島市議会議員の報酬並びに費用弁償等支給条例の一部を改正する条例について、議案第71号 市長及び助役の諸給与条例の一部を改正する条例について、議案第72号 教育長の給与等に関する条例の一部を改正する条例について、一括して御説明をいたします。議案書は6ページから11ページ、議案説明資料につきましては2ページから4ページまでとなっております。

今回、国家公務員の規定職も年間の支給月数が0.05引き上げとなりましたので、これに準じまして、それぞれ12月期の期末手当の支給月数を「100分の170」から「100分の175」へと引き上げるものでございます。また、それぞれの条例の附則につきましては、附則第1項は施行期日を定めておりまして、附則第2項は12月の期末手当の支給額は、職員の例によらず

調整をしないという規定でございます。この結果といたしまして、この3文の条例改正案によりまして、トータルで554千円の増額となるものでございます。

なお、鹿島市水道企業職員並びに鹿島市技能労務職員の給与改定につきましては、一般職員の例により、もしくは関係規則規定の改正によりまして、それぞれ改正をするものでございます。

以上で説明を終わりますけど、よろしく御審議をお願いいたします。

○議長（小池幸照君）

一括して質疑に入ります。質疑ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（小池幸照君）

質疑を終わります。

一括して討論に入ります。11番寺山富子君。

○11番（寺山富子君）

11番寺山富子でございます。議案第69号 鹿島市職員給与条例の一部を改正する条例につきまして、私は反対の立場で討論をしたいと思っております。

公務員の賃金は、民間準拠の枠組みのもとで決定されるシステムであり、厳しい社会、経済情勢や民間賃金の動向と実勢を反映したものであるということは、十分理解をしているところであります。今回の人事院勧告は、労使とも苦渋の了承をせざるを得なかったのではないかと考えております。ですが、あわせて本年勧告されました減額調整措置については、12月の期末手当より4月にさかのぼり所要の調整措置をするという内容であります。4月にさかのぼり既に支払われてきた賃金を返還させるという調整であります。このことは、勤務労働条件を使用者が一方的に不利益を遡及させてはならない。不利益不遡及の原則に照らし、違法性の疑いが強いと考えるものであります。また、労働基準法におきましても、使用者が一方的に不利益を変更することを禁止しております。4月にさかのぼって適用し返納させれば不利益遡及になり、施行後に同じ計算をして期末手当で調整をすれば不利益不遡及に当たらないというふうなことは私は考えておりません。労働者の権利を侵害する違法性の疑いが強いと考えているものであり、このことについては了解ができないということで反対討論としたいと思います。

○議長（小池幸照君）

ほかにありませんか。20番松尾征子君。

○20番（松尾征子君）

20番です。私は議案第69号 鹿島市職員給与条例の一部を改正する条例については反対の立場で意見を申し上げたいと思っております。

提案をされている議案は、人事院勧告に基づいて一般職の給与を12月1日から0.3%引き

下げる、金額では 3,276千円の減というものです。期末勤勉手当は0.05カ月分の増、総額 4,864千円の増ですが、官民格差相当分を解消するということで12月末の期末手当で調整するため、総額では 338千円の減額となっています。

一つ一つ調べてみておりますと、結局期末手当の0.05カ月分の増は、結果としては 1,588千円の増になると思います。これに扶養手当の支給額で 500円の減、それに関連して共済費などは91千円の減ということで、全体の影響額がマイナス 822千円ということになっております。

一方、特別職や議員も0.05の増ですが、総額では 554千円の増ということです。一般職の全体の影響額が 822千円の減とはいえ、官民格差の是正という理由で人事院の勧告はマイナスの勧告が続いています。公務員の賃金が高ければいいという理由は成り立ちませんが、公務員労働者と民間労働者という、今特に対立抗争が意図的につくり出されていると思います。これはただ単に、労働者だけではありません。今日の政策の中では、家庭の主婦と働く婦人、いろんな形で対立抗争がつくり出されているわけですが、民間の労働者はリストラの連続で、正規雇用の労働者を減らし、非正規雇用、フリーター、パートなどで不安定雇用が広がってきています。公務員労働者を初め、サラリーマンへの増税路線も非常に強くなっております。給料本体が減らされているだけでなく、来年1月からは定率減税の半減、つまり、2分の1に縮小するわけです。

私はこの問題を見たときに、鹿島市でどれくらいの影響があるかということで先日税務課にお尋ねをしました。はっきりした数字はわからないということですが、来年1月からは定率減税の影響が鹿島市の勤労者で約60,000千円前後というようなことで、それだけの市民に対する負担増になるわけです。さらに、これは2007年1月からは全廃ですね。ということは、この分またさらに負担が上乗せされると。さらに、今もサラリーマン増税の計画は着々と進められているわけです。給与所得の控除、配偶者控除、扶養控除などで各種削除される、全廃される、縮小されるというようなことで、本当にとどまるところを知らないというのが今日の状況だと思います。

消費経済が我が国の経済、GDPの60%と言われる中で、購買力の低下はますます消費を冷え込ませていく結果になりますし、不況を長引かせる大きな要因になると思います。今日の人事院勧告を 0.3%、この 0.3%減もその一因となると思います。また、サラリーマン増税を進めていく一環にもなるものだと思います。そういう関連のあるものということを私は意見を申し上げまして、この案に対しては反対の態度をとりたいと思います。

○議長（小池幸照君）

ほかにございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（小池幸照君）

討論を終わります。

採決します。議案第69号 鹿島市職員給与条例の一部を改正する条例については、これを提案のとおり決することに賛成の諸君の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○議長（小池幸照君）

起立多数であります。よって、議案第69号は提案のとおり可決されました。

次に、議案第70号 鹿島市議会議員の報酬並びに費用弁償等支給条例の一部を改正する条例については、これを提案のとおり決することに賛成の諸君の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○議長（小池幸照君）

起立多数であります。よって、議案第70号は提案のとおり可決されました。

次に、議案第71号 市長及び助役の諸給与条例の一部を改正する条例については、これを提案のとおり決することに賛成の諸君の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○議長（小池幸照君）

起立多数であります。よって、議案第71号は提案のとおり可決されました。

次に、議案第72号 教育長の給与等に関する条例の一部を改正する条例については、これを提案のとおり決することに賛成の諸君の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○議長（小池幸照君）

起立多数であります。よって、議案第72号は提案のとおり可決されました。

これをもちまして、今期臨時会に付議された案件は全部終了いたしました。

これにて今期臨時会を閉会いたします。

午前10時35分 閉会

以上、会議の次第を記載し、内容については正当なることを認め、ここに署名する。

平成 年 月 日

鹿島市議会議長

小 池 幸 照

会議録署名議員

20番

松 尾 征 子

同 上

1 番

徳 村 博 紀

同 上

2 番

伊 東 茂